

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403001										
個人情報ファイルの 部 署	予防疫種台帳 市長 健康福祉部 健康推進課										
個人情報ファイルの 利用目的	予防疫種履歴の管理及び過誤や副反応報告等の調査に用いる。また、未接種者の把握や市町村間での情報連携などに活用する。										
記録項目	被接種者氏名、性別、生年月日、接種時の年齢、住所、保護者氏名、電話番号、健康状況(問診項目)、接種日、接種した予防疫種の種類、製造番号(製造記号)、接種回数、接種量、接種部位、接種医、接種場所(医療機関名)										
記録範囲	全市民										
記録情報の収集方法	届出										
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む 実施機関内(他課)、他実施機関(他市区町村)										
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地										
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	-										
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 有 募集しない -										
行政機関等匿名加工 情報の概要	-										
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-										
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-										
備考											
保有開始日	平成15年4月1日										
廃止日											
最終更新日	令和5年4月1日										
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部	

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403002									
個人情報ファイルの 部 署	予防接種予診票綴 市長 健康福祉部 健康推進課									
個人情報ファイルの 利用目的	予防接種台帳と併せて保管することで、接種履歴の管理及び過誤や副反応報告等の調査に用いる									
記録項目	被接種者氏名、生年月日、年・月・週齢、性別、住所、保護者氏名、電話番号、健康状況(問診項目)、接種日、接種した予防接種の種類、接種回数、接種量、接種部位、接種医、接種場所(医療機関名)									
記録範囲	全市民									
記録情報の収集方法	届出									
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 提供先	要配慮個人情報を含む 実施機関内(接種実施医療機関)、団体外の行政機関等(国民健康保険連合会)									
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地									
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手続 等										
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) 有 募集しない -									
行政機関等匿名加工 情報の概要	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-									
備考										
保有開始日	平成15年4月1日									
廃止日										
最終更新日	令和5年4月1日									
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403003									
個人情報ファイルの 部 署	健康かるてシステム 市長 健康福祉部 健康推進課									
個人情報ファイルの 利用目的	住民の健康の保持増進を図り、健康状況の把握と管理のため									
記録項目	個人識別符号、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、保険・年金、健康診断等の結果、保健指導情報、予防接種情報、その他基本事項									
記録範囲	全市民									
記録情報の収集方法	その他(住民基本情報、健康診断等の結果、保健相談情報、予防接種情報)									
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む 実施機関内(健康推進課、子ども支援課、医療保険課、幼児教育課)									
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地									
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	なし									
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 有									
行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所 在地	募集しない -									
行政機関等匿名加工 情報の概要	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-									
備考										
保有開始日	平成16年4月1日									
廃止日										
最終更新日	令和5年4月1日									
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403004								
個人情報ファイルの 部 署	精密検査者台帳 市長 健康福祉部 健康推進課								
個人情報ファイルの 利用目的	住民の健康の保持増進を図り、健康状況の把握と管理のため								
記録項目	個人識別符号、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、保険・年金、健康診断等の結果、精密検査の結果								
記録範囲	全市民								
記録情報の収集方法	その他(住民基本情報、健康診断等の結果)								
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む 実施機関内(健(検)診委託実施機関)								
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地								
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	なし								
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 有 募集しない -								
行政機関等匿名加工 情報の概要	-								
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-								
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-								
備考									
保有開始日	平成16年4月1日								
廃止日									
最終更新日	令和5年4月1日								
行 選 大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403005									
個人情報ファイルの 部 署	母子管理票 市長 健康福祉部 健康推進課									
個人情報ファイルの 利用目的	母の妊娠から出産までの情報および児の健康診査、相談の記録管理のため									
記録項目	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、居住状況、婚姻、職業、病歴、相談内容、身長、体重、頭囲、医学的所見									
記録範囲	母子健康手帳交付者、転入にて3歳までの子を持つ親									
記録情報の収集方法	対象者からの主訴、健康診査結果									
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む 他課との共有									
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地									
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等										
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) 有 募集しない -									
行政機関等匿名加工 情報の概要	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-									
備考										
保有開始日	平成15年4月1日									
廃止日										
最終更新日	令和5年4月1日									
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403006									
個人情報ファイルの 部 署	乳幼児健康診査指導記録 市長 健康福祉部 健康推進課									
個人情報ファイルの 利用目的	母子保健法第12条、13条健康診査の実施、健康診査を受けることの勧奨のため									
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、体格・体力、運動能力、家族状況、親族・続柄、健康診断等の結果、保健指導内容									
記録範囲	生後4か月に達する乳児、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児。満3歳を超え満4歳に達しない幼児									
記録情報の収集方法	その他(乳幼児健康診査受診状況)									
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む その他(他課と共有)									
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地									
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等										
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 有 募集しない -									
行政機関等匿名加工 情報の概要	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-									
備考										
保有開始日	平成16年4月1日									
廃止日										
最終更新日	令和5年4月1日									
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403007									
個人情報ファイルの 部 署	妊産婦・乳幼児保健指導記録 市長 健康福祉部 健康推進課									
個人情報ファイルの 利用目的	健康状態の把握と管理のため									
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、体格、健康診断等の結果、保健指導の内容									
記録範囲	妊娠届けを提出し母子健康手帳の交付時に保健指導を受けた者および出産した産婦。乳児健康診査、10か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児相談、3歳児健康診査にて保健指導を受けた母子									
記録情報の収集方法	届出、その他(相談実施)									
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む その他(他課と共有)									
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地									
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	-									
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 有 募集しない -									
行政機関等匿名加工 情報の概要	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-									
備考										
保有開始日	平成16年4月1日									
廃止日										
最終更新日	令和5年4月1日									
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部

個人情報ファイル登録簿

管理番号	100403008									
個人情報ファイルの 部 署	健(検)診対象者名簿 市長 健康福祉部 健康推進課									
個人情報ファイルの 利用目的	住民の健康の保持増進を図り、健康状況の把握と管理のため									
記録項目	個人識別符号、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、本籍・国籍、家族状況、親族・続柄、保険・年金、健康診断等の結果、その他基本事項									
記録範囲	全市民									
記録情報の収集方法	その他(健康カルテ)									
要配慮個人情報(・条 記録情報の経常的提 供先	要配慮個人情報を含む 実施機関内(医療保険課)									
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	総務部総務課 瑞穂市別府1288番地									
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	なし									
個人情報ファイルの 政令第21条第7項に 行政機関等匿名加工 行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 有 募集しない -									
行政機関等匿名加工 情報の概要	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地	-									
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすることが できる期間	-									
備考										
保有開始日	平成16年4月1日									
廃止日										
最終更新日	令和5年4月1日									
行 選 択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外/ 外部